

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

告 示

○土地改良区の役員の退任の届出.....（農業施設管理課）	50
○道営土地改良事業変更計画の決定.....（農業施設管理課）	50
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定の廃止.....（治山課）	50
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定.....（治山課）	50
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定.....（治山課）	51
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定.....（治山課）	51
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定.....（治山課）	51
○森林法による通知に代える公示.....（治山課）	51
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定.....（砂防災害課）	52
○特定調達契約に係る入札の公告.....（調達課）	52

総合振興局告示及び振興局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	54
○特定調達契約に係る入札の公告.....	55
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	56

道教育庁教育局告示

○特定調達契約に係る入札の公告.....	56
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	57

告 示

北海道告示第691号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、富良野土地改良区から、次のとおり役員の退任の届出があった。

平成25年10月25日

北海道知事 高 橋 はるみ

退 任 年 月 日	理 事 ・ 監 事 の 別	氏 名	住 所
平成25.10.11	理 事	長 尾 榮 治	富良野市字北大沼の1

北海道告示第692号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、道営土地改良（下居辺地区畑地帯総合整備〔担い手支援型（単独土層改良）〕（土層改良、暗渠排水））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道十勝総合振興局に備え置いて、平成25年10月29日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成25年10月25日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第693号

平成25年北海道告示第653号（農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定）は、廃止する。

平成25年10月25日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第694号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成25年10月25日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 保安林予定森林の所在場所 芦別市常磐町575地先（国有林。次の図に示す部分に限る。）、573・575・578の1・578の4・580・586・夕張市末広1丁目107の1（以上7筆について次の図に示す部分に限る。）、芦別市常磐町576、578の5から578の7まで、579
- 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備
- 指 定 施 業 要 件
 - 立 木 の 伐 採 の 方 法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第695号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成25年10月25日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 解除予定保安林の所在場所 深川市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源^{かん}の涵養
- 3 解 除 の 理 由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び深川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第696号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成25年10月25日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 (1) 指定施業要件変更予定保安林 美唄市（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所
- (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
- (3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件
ア 立 木 の 伐 採 の 方 法
(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件変更予定保安林 野付郡別海町（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所
- (2) 保安林として指定された目的 霧害の防備
- (3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件
ア 立 木 の 伐 採 の 方 法
(ア) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
別海町（次の図に示す部分に限る。）
(イ) 次の森林については、主伐は択伐による。
別海町（次の図に示す部分に限る。）

(ウ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(エ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(オ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係総合振興局及び振興局の産業振興部林務課並びに美唄市役所及び別海町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第697号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成25年10月25日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 指定施業要件変更予定保安林 紋別郡滝上町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
の所在場所
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件
(1) 立 木 の 伐 採 の 方 法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び滝上町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第698号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を関係町役場の掲示場に掲示した。その要旨は、平成25年北海道告示第656号のとおりである。

平成25年10月25日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 所在が不明な者
常呂郡置戸町字境野206の8所在の森林について所有権を有する 高橋 貞正
- (2) 揭示場所 置戸町役場
- 2(1) 所在が不明な者
紋別郡遠軽町白滝上支湧別7の2所在の森林について所有権を有する 伊藤 正光
- (2) 揭示場所 遠軽町役場

北海道告示第699号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項及び第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成25年10月25日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
小樽高島3丁目その2（I-1-58-595）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
小樽市高島3丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
小樽高島2丁目（I-1-63-600）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
小樽市高島2丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
小樽緑3丁目1（I-1-107-644）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
小樽市緑3丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

- 急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 4(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
小樽若竹1（I-1-201-738）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
小樽市若竹町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 5(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
小樽若竹3（I-1-204-741）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
小樽市若竹町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 6(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
小樽若竹4（I-1-205-742）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
小樽市若竹町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- （「次の図」は省略し、その図面を北海道後志総合振興局小樽建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第700号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成25年10月25日

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量
パーソナルコンピュータの賃貸借 146台分 一式（1月当たりの単価）
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契約期間 平成26年3月3日から平成30年3月2日まで。ただし、予算の範囲内で、当該契約期間を変更することがあり得る。
- (4) 納入場所 入札説明書による。
- (5) 電子入札に関する事項 この入札は、原則として、入札書その他の書類の提出を電子入札システムを利用して行うこと。ただし、電子入札システムにより難しい場合は、事前の申込みにより、紙の手続による参加を認める。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成25年北海道告示第3号に規定する物品の賃貸借（電子計算機）の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該物品に関し、仕様を満たす製品の供給が可能であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、ア及びイに定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成25年10月25日午前9時から同年11月25日午後5時まで。
ただし、紙により申請する場合で、持参によるときは、北海道出納局集中業務室調達課に平成25年10月25日から同年11月25日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）に規定する休日を除く。）の毎日の午前9時から午後5時まで（同年11月25日は午後3時まで）の間に、送付によるときは、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道出納局集中業務室調達課に平成25年11月22日までに提出すること。

イ 申請の方法 北海道出納局集中業務室調達課の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道出納局集中業務室調達課

5 入札書の提出等

- (1) 入札開始日時 平成25年12月2日 午前9時
- (2) 入札書提出締切日時 平成25年12月4日 午後3時

ただし、紙により提出する場合で、持参によるときは、次の開札場所に開札予定日時までに、送付によるときは、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道出納局集中業務室調達課に平成25年12月4日までに提出すること。

- (3) 開札場所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館3階出納局入札室

- (4) 開札予定日時 平成25年12月5日 午前10時

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告
平成25年9月10日付け北海道空知総合振興局告示第21号

8 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 電子入札システム上及び北海道出納局集中業務室調達課
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道出納局集中業務室調達課のホームページ（<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/st/cut/kjc4.htm>）においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（146台分に係る1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（146台分に係る1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を

講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。 11 支出負担行為を行う者（契約者） 北海道空知総合振興局長 山根 康德 12 その他 平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(7)から(9)まで及び(11)から(13)までによるほか、次による。 (1) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い ア 入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等抜き価格相当額（146台分に係る1月当たりの単価）とすること。 イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税等に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。 ウ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。 (2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名 称 北海道出納局集中業務室調達課 イ 所 在 地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目 電話番号 011-204-5076 13 Summary A Nature and quantity of the products to be procured : Lease of Personal Computer 146 1set B Bid tendering date and time : 10:00 A.M., December 5, 2013 (If mailed, bids must arrive no later than December 4, 2013) C Contact : Procurement Division, Office of Centralized Affairs, Treasury Bureau, Hokkaido Government, Kita 3-jo Nishi 7-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8588 Japan Phone : 011-204-5076	<table border="0"> <tr><td>(2) 粒状凍結防止剤（混合塩化物）</td><td>3,091,000キログラム</td></tr> <tr><td>(3) 滑り止め材 砂箱用（3キログラム袋）</td><td>12,000キログラム</td></tr> <tr><td>(4) 滑り止め材 砂箱用（3キログラム袋）</td><td>20,000キログラム</td></tr> <tr><td>(5) 滑り止め材 砂箱用（3キログラム袋）</td><td>10,000キログラム</td></tr> <tr><td>(6) 滑り止め材 散布用（1トンフレキシブルコンテナ）</td><td>1,100,000キログラム</td></tr> <tr><td>(7) 滑り止め材 散布用（バラ積み）</td><td>700,000キログラム</td></tr> <tr><td>(8) 滑り止め材 砂箱用（3キログラム袋）</td><td>18,000キログラム</td></tr> <tr><td>(9) 滑り止め材 砂箱用（3キログラム袋）</td><td>5,000キログラム</td></tr> <tr><td>(10) 滑り止め材 散布用（1トンフレキシブルコンテナ）</td><td>5,000キログラム</td></tr> </table> 2 落札を決定した日 平成25年10月8日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 1の(1)から(6)まで及び(8)から(10)まで ア 氏 名 株式会社ゴードー イ 住 所 東京都中央区日本橋本石町4丁目4番20 (2) 1の(7) ア 氏 名 北央道路工業株式会社 イ 住 所 札幌市東区北8条東1丁目1番35号 4 落札金額 (1) 32.0円 (2) 25.0円 (3) 28.0円 (4) 29.0円 (5) 30.0円 (6) 9.7円 (7) 9.4円 (8) 28.0円 (9) 28.0円 (10) 9.2円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成25年8月27日付け北海道空知総合振興局告示第20号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道空知総合振興局札幌建設管理部建設行政室建設行政課	(2) 粒状凍結防止剤（混合塩化物）	3,091,000キログラム	(3) 滑り止め材 砂箱用（3キログラム袋）	12,000キログラム	(4) 滑り止め材 砂箱用（3キログラム袋）	20,000キログラム	(5) 滑り止め材 砂箱用（3キログラム袋）	10,000キログラム	(6) 滑り止め材 散布用（1トンフレキシブルコンテナ）	1,100,000キログラム	(7) 滑り止め材 散布用（バラ積み）	700,000キログラム	(8) 滑り止め材 砂箱用（3キログラム袋）	18,000キログラム	(9) 滑り止め材 砂箱用（3キログラム袋）	5,000キログラム	(10) 滑り止め材 散布用（1トンフレキシブルコンテナ）	5,000キログラム
(2) 粒状凍結防止剤（混合塩化物）	3,091,000キログラム																		
(3) 滑り止め材 砂箱用（3キログラム袋）	12,000キログラム																		
(4) 滑り止め材 砂箱用（3キログラム袋）	20,000キログラム																		
(5) 滑り止め材 砂箱用（3キログラム袋）	10,000キログラム																		
(6) 滑り止め材 散布用（1トンフレキシブルコンテナ）	1,100,000キログラム																		
(7) 滑り止め材 散布用（バラ積み）	700,000キログラム																		
(8) 滑り止め材 砂箱用（3キログラム袋）	18,000キログラム																		
(9) 滑り止め材 砂箱用（3キログラム袋）	5,000キログラム																		
(10) 滑り止め材 散布用（1トンフレキシブルコンテナ）	5,000キログラム																		
総合振興局告示及び振興局告示																			
北海道空知総合振興局告示第26号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成25年10月25日 北海道空知総合振興局長 山 根 康 徳 1 落札に係る物品等の名称（1キログラム当たりの単価）及び調達予定数量 (1) 液状凍結防止剤（塩化カルシウム水溶液） 890,000キログラム																			

(2) 所在地 札幌市中央区南11条西16丁目

北海道後志総合振興局告示第101号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成25年10月25日

北海道後志総合振興局長 宮 川 秀 明

1 入札に付する事項

(1) 調達する物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量

パーソナルコンピュータの賃貸借 5台分 一式

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間 平成26年1月6日から平成30年12月28日まで。ただし、予算の範囲内で当該契約期間を変更することがあり得る。

(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成25年北海道告示第3号に規定する物品の賃貸借（電子計算機）の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 当該物品に関し、仕様を満たす製品の供給が可能であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成25年10月25日から同年11月14日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 044-8588 虻田郡倶知安町北1条東2丁目
北海道後志総合振興局地域政策部総務課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道後志総合振興局地域政策部総務課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 虻田郡倶知安町北1条東2丁目 北海道後志合同庁舎3階1号会議室（送付による場合は、郵便番号 044-8588 虻田郡倶知安町北1条東2丁目 北海道後志総合振興局地域政策部総務課）

(2) 入札日時 平成25年11月22日 午後2時（送付による場合は、同月21日までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告

平成25年7月23日付け北海道後志総合振興局告示第63号

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道後志総合振興局のホームページ（<http://www.shiribeshi.pref.hokkaido.lg.jp/index.htm>）からダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（借入台数分に係る1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（借入台数分に係る1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

10 契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の3の(1)による。

11 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を

講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

12 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)、(8)及び(11)から(13)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道後志総合振興局地域政策部総務課
- (2) 所 在 地 郵便番号 044-8588 虻田郡俱知安町北1条東2丁目
電話番号 0136-23-1323

13 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured :
Lease of Personal Computer 5 1set
- B Bid tendering date and time : 2:00 P.M., November 22, 2013
(If mailed, bids must arrive no later than November 21, 2013)
- C Contact : Administrative Division, Department of Regional Policy, Shiribeshi General
Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Kita 1-jo, Higashi 2-chome, Kutchan-
cho, Abuta-gun, Hokkaido 044-8588 Japan
Phone : 0136-23-1323

北海道十勝総合振興局告示第105号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成25年10月25日

北海道十勝総合振興局長 橋 本 博 行

1 落札に係る物品等の名称及び数量

- (1) 農業用車輪汎用トラクター 1台
- (2) ホイールローダー 1台
- (3) 堆肥等散布機 2台
- (4) ホイールローダー 1台
- (5) 自走式給餌車 1台

2 落札を決定した日

平成25年10月2日

3 落札者の氏名及び住所

- (1)ア 氏 名 インタートラクターサービス株式会社
イ 住 所 帯広市西23条北1丁目5番1号
- (2)ア 氏 名 北海道TCM株式会社
イ 住 所 札幌市西区発寒16条13丁目7番11号

- (3)ア 氏 名 日本ニューホランド株式会社
イ 住 所 札幌市中央区北1条西13丁目4番地
- (4)ア 氏 名 コマツ道東株式会社
イ 住 所 帯広市西24条北1丁目3番4号
- (5)ア 氏 名 タナ鐵工株式会社
イ 住 所 河西郡芽室町東芽室基線7番地23

4 落札金額

- (1) 14,700,000円
- (2) 16,435,650円
- (3) 8,820,000円
- (4) 7,875,000円
- (5) 15,225,000円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成25年8月20日付け北海道十勝総合振興局告示第84号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道十勝総合振興局地域政策部総務課
- (2) 所在地 帯広市東3条南3丁目

道 教 育 庁 教 育 局 告 示

北海道教育庁石狩教育局告示第106号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成25年10月25日

北海道教育庁石狩教育局長 成 田 直 彦

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量
ミュージックベルほか34件 一式
- (2) 調達をする物品の仕様等 入札説明書による。
- (3) 納 入 期 日 平成26年3月27日（木）
- (4) 納 入 場 所 北海道札幌厚別高等学校（詳細は仕様書による。）

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成25年北海道告示第3号に規定する物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達物品に関し、調達物品標準仕様書に記載の要件等を満たしていることを事前に明らかにした者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成25年10月25日（金）から同年12月4日（水）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8549 札幌市中央区北3条西7丁目
北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館9階第3研修室
（送付による場合は、郵便番号 060-8549 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室）
- (2) 入札日時 平成25年12月9日（月）午後1時30分（送付による場合は、同月6日（金）午後5時までに必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量90グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道教育庁石狩教育局のホームページ（<http://www.dokyo.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ikk>）においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約を行わない。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)から(9)まで及び(11)から(13)までによるほか、

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名称 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室

(2) 所在地 郵便番号 060-8549 札幌市中央区北3条西7丁目
電話番号 011-204-5870

11 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

Music Bell and 34 articles 1 set

B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., December 9, 2013

(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., December 6, 2013)

C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Ishikari District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Kita 3-jo Nishi 7-chome, Chuo-Ku, Sapporo 060-8549 Japan
Phone : 011-204-5870

北海道教育庁根室教育局告示第20号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成25年10月25日

北海道教育庁根室教育局長 荒木雄二

- 1 落札に係る物品等の名称（1リットル当たりの単価）及び調達予定数量

- (1) A重油その1 (根室地区) 74,000リットル
- (2) A重油その2 (別海地区) 42,000リットル
- (3) A重油その3 (中標津地区) 171,000リットル
- (4) A重油その4 (標津地区) 24,000リットル
- (5) A重油その5 (羅臼地区) 21,000リットル

2 落札を決定した日

平成25年10月1日

3 落札者の氏名及び住所

- (1)ア 氏 名 株式会社ナオエー石油
イ 住 所 根室市宝林町4丁目275番地
- (2)ア 氏 名 有限会社篠田商事
イ 住 所 野付郡別海町中春別東町87番地
- (3)ア 氏 名 株式会社ヒシサン
イ 住 所 根室市本町4丁目43番地
- (4)ア 氏 名 北海道エネルギー株式会社
イ 住 所 札幌市中央区北1条東3丁目3番地
- (5)ア 氏 名 羅臼アポロ石油株式会社
イ 住 所 目梨郡羅臼町船見町45番地

4 落札金額

- (1) 98円
- (2) 101円
- (3) 101円
- (4) 101円
- (5) 101円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成25年8月6日付け北海道教育庁根室教育局告示第16号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道教育庁根室教育局道立学校運営支援室
 - (2) 所在地 根室市常盤町3丁目28番地
-